

※現在の協議会の名称
富山高山連絡道路対策協議会
大沢野富山南道路(大沢野地域) 対策協議会

日頃より、国土交通行政にご協力いただきありがとうございます。
本号では、大沢野富山南道路のこれまでの出来事、用地取得・補償の流れについてご説明いたします。
大沢野富山南道路は、高規格道路富山高山連絡道路の一部を担い、岐阜県と富山県の連携を支える重要な道路です。
本道路の調査は、平成8年度から開始しました。平成13年度から住民の皆さまと協働でルート帯を検討し、平成18年度には道路計画に対する住民の考えをまとめた「提言書」が、地域住民の皆さまで構成された協議会※から国・県・市に手渡されました。
その後、都市計画決定と整備区間の指定の手続きを経て、平成26年度に事業化、平成30年度から用地取得を開始して、令和元年度から工事に着手しました。

ここで“振り返る”
これまでの出来事

大沢野富山南道路に関する出来事をプレイバック！

年度・年月日	主な事項
平成6年度	地域高規格道路富山高山連絡道路(延長約80km)計画路線指定
平成8年度	富山県富山市榎原～栗山調査区間指定
平成13年度～	住民の皆さまと行政とが協働してルート帯を検討 ◆地域懇談会(計6回開催) ◆説明会(計15回開催) ◆対策協議会(計13回開催) ◆PI委員会(計10回開催) ◆かわら版(計15回発行) ◆HPによる情報提供 ◆意見募集(アンケート調査)
平成18年 12月7日	各協議会から住民の考えをまとめた「提言書」を国・県・市へ手渡し
平成19年度	ルート帯の決定
平成23年度	都市計画決定
平成25年度	大沢野富山南道路(延長12km)整備区間指定
平成26年度	事業化
平成26年度～	◆測量・地質調査 ◆道路設計・設計協議 ◆関係機関協議 ◆用地幅杭設置
平成30年度～	用地取得開始 ◆用地測量・建物調査 ◆用地取得・補償
令和元年度～	工事開始 ◆工事説明会 ◆工事着手
令和2年度	新かわら版を創刊
令和3年度	用地取得・工事推進中
	：
完成・開通 ⇒ 維持・管理	

榎原～栗山間の道路計画開始



住民の皆さまと検討



(平成15年7月10日撮影)



地域懇談会(新保文化会館)

道路の事業化が決定



現在の状況(岩木新地区)



(令和3年11月16日撮影)

国道
41
ROUTE
大沢野富山南道路
新かわら版

第4号

発行・お問合せ先

国土交通省
北陸地方整備局
富山河川国道事務所
〒930-8537
富山市奥田新町2番1号
TEL 076-443-4701(代)
FAX 076-443-4718

富山市
建設部 建設政策課
〒930-8510
富山市新桜町7-38
TEL 076-443-2091(直)
FAX 076-443-2187

大沢野富山南道路のホームページはこちら！



富山河川国道事務所のツイッターはこちら！



こちらをご覧ください



私達をご説明いたします!

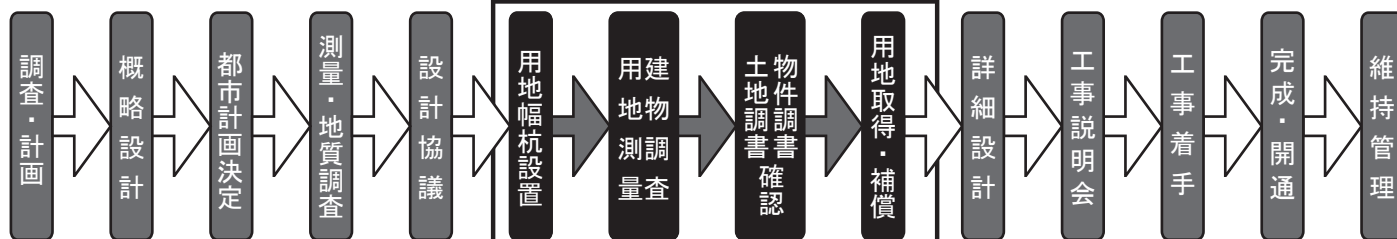


現在、全区間において、用地取得に向けた調整を進めております。ここで、用地取得・補償の流れの詳しい説明をいたします。皆さまの大切な土地をお譲りいただくにあたり、不安・心配事については、富山河川国道事務所用地第二課へお気軽にご相談ください。回答は、相談内容に合った適宜の方法により回答させていただきます。2週間以内に要する期間により、相談内容等間を頂戴することもあり承ります。

用地取得・補償の流れについて

■事業の流れ

この4つの項目について詳しく説明します



■用地取得・補償の流れ

① 事業計画などの説明

事業を円滑に進めるため、地域みなさまに計画の概要、施工計画などをご説明いたします。

② 用地幅杭設置

事業計画についてみなさまのご理解をいただきますと、みなさまの土地に立ち入りさせていただき、事業に必要となる用地の境界に幅杭を設置します。



③ 土地や建物などの調査

みなさまからお譲りいただく土地の面積や移転していただく建物、塀や看板などの工作物、庭木などの立木を詳しく調査します。



④ 土地調書・物件調書の確認

調査の結果に基づき、お譲りしていただく土地の所在及び面積、移転していただく物件の種類や数量などを確認していただきます。

⑤ 補償内容及び補償金の説明

適正で公平な補償を行うため、国が定めた統一的な基準に基づき、補償金を算定し、みなさまに誠意をもってご説明いたします。

⑥ 契約

補償内容にご了解をいただきますと、書面で契約させていただきます。契約内容をご説明し、ご理解をいただいたうえで署名、捺印をお願いすることになります。

⑦ 土地の登記・建物などの移転及び土地の引き渡し

みなさまで、建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡していただきます。

なお、お譲りいただく土地の分筆・所有権移転登記は私どもが行います。

⑧ 補償金のお支払い

建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡していただいた後、補償金についてお支払いすることになります。

⑨ 事業用地の管理

引き渡しを受けた土地については工事着手までの間、事業予定地として適正に管理します。

~~~~~【問い合わせ先】~~~~~

国道 41 号大沢野富山南道路に関しては下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

|                   |                  |                       |
|-------------------|------------------|-----------------------|
| ● 用地の補償について       | 富山河川国道事務所 用地第二課  | TEL 076-443-4707 (直通) |
| ● 整備の計画・設計について    | 富山河川国道事務所 調査第二課  | TEL 076-443-4717 (直通) |
| ● 工事について          | 富山河川国道事務所 工務第二課  | TEL 076-443-4711 (直通) |
| ● 整備に伴う市道等の計画について | 富山市 建設部 土木事務所管理課 | TEL 076-468-1641 (直通) |